

## ○飛騨高山ブランド振興事業補助金交付要綱

平成21年9月29日

決裁

改正 平成22年5月14日決裁

平成22年9月30日決裁

平成24年3月30日決裁

平成24年6月29日決裁

平成26年3月27日決裁

平成27年11月19日決裁

平成31年3月29日決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の事業者や団体等が行う地域団体商標等の制度を活用したブランドの展開のための事業等の経費に対し補助金を交付することにより、飛騨高山ブランドの更なる強化を促進し、もって地域産業の活性化を図ることを目的とする。

(平27.11.19・一部改正)

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域ブランド その地域に存在する自然、歴史・文化、食、観光地、特産品、産業などの地域資源の付加価値を高め、他の地域との差別化を図ることにより、市場において情報発信力や競争力の面で比較優位を持ち、地域住民の自信と誇りだけでなく、旅行者や消費者等に共感、愛着、満足度をもたらすもの。
- (2) 地域団体商標等 商標法（昭和34年法律第127号）第7条の2に規定する地域団体商標又は特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）に基づく地理的表示をいう。
- (3) 飛騨高山ブランド 土地、自然、町並み、歴史、伝統、文化、匠、技、食、人材等の市内にある産業活動に必要な資源と、それらを包含する地域のイメージをいう。
- (4) 市内中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する会社及び個人のうち、市内に本社又は事業所を有する者
- (5) 組合等 次のいずれかに該当する者
  - ア 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく市内の事業協同組合、事業協同小組合又は事業協同組合連合会
  - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく市内の商工組合又は商工組合連合会

ウ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく市内の商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

エ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）に基づく市内の酒造組合又は酒販組合

オ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく市内の農業協同組合又は農業協同組合連合会

カ 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく市内の漁業協同組合、漁業生産組合若しくは漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会

キ 森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づく市内の森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会

ク その他市長が適当と認める団体

(6) 大企業 市内中小企業者及び組合等以外の事業者をいう。

(7) 連携体 2以上の市内中小企業者又は組合等で構成されるグループで次の条件を満たすもののうち、運営規約、事務処理体制及び当該グループの存続性から判断して市長が適当と認めたもの。

ア 当該グループの構成員の中に必ず製造業が参加していること。

イ 当該グループの構成員の半数以上が市内中小企業者であること。

ウ 事業の実施に係る補助金の交付の窓口となり、かつ、経理を行う市内中小企業者又は組合等をあらかじめ1つ定め、当該市内中小企業者等が補助金に係る特別の会計を設けて補助事業であることを明確にしていること。

エ 大企業が参加する場合にあっては、当該大企業の所要資金について補助対象経費から除外されていること。

(8) メイド・バイ飛騨高山認証産品申請者 メイド・バイ飛騨高山認証制度実施要綱（平成30年3月27日決裁）第3条の規定により認証された産品を申請した者をいう。

(9) 地域ブランド確立計画 本市をイメージした地域ブランドの確立のため、総合的に展開される新商品開発事業、人材育成事業、販路開拓事業等に関する2年から5年にわたる計画で市長が認めたもの

（平27.11.19・一部改正）

（補助対象等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象者、補助対象経費並びに補助率及び補助限度額は、それぞれ別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 補助対象者が国県等の補助制度を併用することは、これを認めるものとし、また、その補助金

額については、別表第1及び別表第2の補助対象経費から控除しない。ただし、国県等の補助金額と市の補助金額の合計が補助対象経費を上まわる場合は、補助対象経費から国県等の補助金額を差し引いた額を補助の上限とする。

3 補助対象者が別表第1中の複数の事業を実施した場合、補助金は年度内で200万円を限度とし、複数の事業間で重複して補助対象経費を計上することはできないものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ飛騨高山ブランド振興事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(別記様式第2号)

(2) 収支予算書(別記様式第3号)

(3) 地域ブランド確立計画に基づく事業にあつては、地域ブランド確立計画書(別記様式第4号)

2 補助事業は最長3年間にわたり継続して申請でき、申請者は、継続して補助金の交付を受けようとする場合は、次年度以降についてもその都度、申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があつた場合、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、飛騨高山ブランド振興事業補助金交付決定通知書(別記様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ飛騨高山ブランド振興事業変更承認申請書(別記様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更の決定)

第7条 市長は、変更申請書の提出があつたときは、その内容を審査のうえ補助金の交付の適否及び補助金の交付の内容の変更を決定し、その内容を飛騨高山ブランド振興事業変更決定書(別記様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに飛騨高山ブランド振興事業実績報告書(別記様式第8号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書(別記様式第9号)

(2) 成果等報告書

(3) 補助対象経費の支払いを確認できるもの

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の報告書の提出があった場合、その内容を審査し、補助事業の成果及び内容が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、飛騨高山ブランド振興事業補助金交付額確定通知書（別記様式第10号）により補助事業者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(補助金の支払い方法)

第10条 補助金は、概算払いにより交付することができる。

(書類の整備及び保存)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る予算と決算の関係を明らかにした調書を作成し、その他の証拠書類とともに整備しておかなければならない。

2 前項の調書及びその他の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(検査等)

第12条 市長は、補助事業者に対して事業の適切な実施に関し必要な指示をし、若しくは報告を求め、又は職員をして検査をさせることができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当した場合は、交付を決定した補助金の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正な行為があったとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成22年5月14日決裁）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月30日決裁）

- 1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存ずるこの要綱による改正前の様式については、この要綱による改正後の規定にかかわらず、平成23年3月31日まで使用することができる。

附 則（平成24年3月30日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成24年6月29日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱施行の際、従前の規定による帳票でその用紙の残存するものについては、その残存分に限り、修正して使用することができる。

附 則（平成26年3月27日決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分以後の予算に係る補助金について適用する。

附 則（平成27年11月19日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日決裁）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（平22. 5. 14・平24. 3. 30・平26. 3. 27・平27. 11. 19・平31. 3. 29・一部改正）

補助事業	補助対象者	補助対象経費	補助率及び補助期間	補助限度額 (単年度)
地域団体商標等の制度を活用したブランド展開に取り組む事業	地域団体商標等を既に取得したか、又はこれから取得しようとするもの	①地域団体商標等の制度を活用したブランド展開のためのセミナー及び勉強会開催に要する経費（報償費、旅費、消耗品費、水道光熱費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、手数料、使用料）	補助率 補助対象経費の3分の1以内 補助期間 3年間を限度とする。	50万円
		②有識者等外部アドバイザー・専門コンサルタントの委嘱等により行う地域団体商標等の制度を活用したブランドの確立、ブランド展開計画等の策定に要する経費（報償費、消耗品費、印刷製本費、委託料）		50万円
		③地域団体商標等の登録後の取り組みを進めるために開催する情報交換会及び勉強会の開催に要する経費（報償費、旅費、消耗品費、水道光熱費、印刷製		50万円

		本費、通信運搬費、保険料、手数料、 使用料)		
		④地域団体商標等の出願及び登録（登録 の可能性があるものに限る。）に要す る経費（消耗品費、通信運搬費、委託 料）		20万円
		⑤出願又は登録を行った又は行う地域団 体商標等で、外国へ出願及び登録する 場合に要する経費（消耗品費、通信運 搬費、委託料）		20万円
補助対象者 が作成した 地域ブラン ド確立計画 に基づく事 業	連携体、組 合等、市内 の商工会議 所・商工会、 メイド・パ イ飛騨高山 認証産品申 請者	①地域ブランド確立計画の実施に必要な 市場動向調査に要する経費（旅費、消 耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委 託料）	補助率 補助対象経費の2 分の1以内 補助期間 3年間を限度とす る。	20万円
		②地域ブランド確立計画の実施に必要な 新商品開発（オリジナル性の高いブラン ド商品開発又は産地間連携による新 商品開発のための技術習得情報の入手 活動を含む。）に要する経費（消耗品 費、通信運搬費、委託料、原材料費）		50万円
		③地域ブランド確立計画の実施に必要な 人材の育成（市外の研修会への参加、 補助事業者自らが行う技術習得等研修 会開催）に要する経費（報償費、旅費、 消耗品費、水道光熱費、印刷製本費、 通信運搬費、保険料、手数料、使用料、 委託料）		20万円
		④地域ブランド確立計画の実施に必要な 市民の意識醸成のための講座及び市民 参加型イベントの開催に要する経費 （報償費、旅費、消耗品費、水道光熱 費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、		100万円

	手数料、使用料、委託料、原材料費)		
⑤地域ブランド確立計画の実施に必要な	販路開拓（展示会開催、見本市への出展、IT活用により販売力強化を行うシステム開発）に要する経費（旅費、消耗品費、水道光熱費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、手数料、使用料、委託料）	補助率 補助対象経費の2分の1以内。ただし、中小企業販路開拓等支援事業費補助金交付要綱（平成21年3月27日施行）第3条に規定する補助対象事業の要件を満たすものについては3分の2以内とする。 補助期間 3年間を限度とする。	200万円。ただし、中小企業販路開拓等支援事業費補助金交付要綱第3条に規定する補助対象事業の要件を満たすものについては400万円とする。
⑥地域ブランド確立計画の実現に向けた	販売促進（チラシ等の作成及び配布、看板の作成、商品パッケージの改良）に要する経費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、原材料費）	補助率 補助対象経費の2分の1以内 補助期間 3年間を限度とする。	100万円

別表第2（第3条関係）

（平24. 3. 30・一部改正）

補助対象経費

費目	内容
報償費	講師等への謝金・謝礼
旅費	講師等に係る交通費又は宿泊費の実費、展示会・見本市・市場動向調査等に係る交通費又は宿泊費の実費
消耗品費	事業実施に必要な資料、周知等の用紙代、材料代
水道光熱費	事業実施に必要な水道料金、光熱費
印刷製本費	事業実施に必要な資料、活動報告書、パンフレット、DMのコピー若しくは印刷又は写真の現像、プリント代
通信運搬費	物品の輸送費、切手、はがき、小包の料金、電話料金
保険料	事業実施に必要な行事保険、物品保険、講師・指導者が加入する損害賠償保険
手数料	銀行振り込み手数料、クリーニング代
使用料	会場使用料、音響機器使用料その他機器のレンタル料
委託料	事業実施に必要なイベント会社等への委託料
原材料費	事業実施に必要な原材料代



別記様式第1号(第4条関係)

年 月 日

(あて先)高山市長

申請者 所在地  
又は住所  
氏名 印

飛騨高山ブランド振興事業補助金交付申請書

年度において飛騨高山ブランド振興事業補助金交付要綱による補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

申請にあたり、私は暴力団員等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを宣誓します。

なお、本申請の審査を行うにあたり、私の市税の納入状況を調査すること及び必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に照会することを承諾します。

記

1 事業の名称

2 事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3 補助事業に要する経費 円

4 補助申請額 円

5 添付書類

- (1) 事業計画書(別記様式第2号)
- (2) 収支予算書(別記様式第3号)
- (3) 地域ブランド確立計画に基づく事業にあつては、地域ブランド確立計画書(別記様式第4号)
- (4) 企業概要等(最近3年間の決算書の写しを含む。)
- (5) 登記事項証明書
- (6) その他

別記様式第2号(第4条関係)

事業計画書

事業の名称							
申請者の概要	名称						
	所在地						
	電話番号				FAX番号		
	業種						
	資本金・出資金				従業員数		
連携体の名称及び責任者等							
事業の目的							
事業の概要							
事業の効果等							
事業費の総額							
事業費計画(円)	区分	年度	年度	年度	年度	年度	合計
	事業費						
	補助対象経費						
	補助金						

## 別記様式第3号(第4条関係)

## 収 支 予 算 書

## 1 収入

区 分	金額(円)	摘 要
自 己 資 金		
借 入 金		
市 補 助 金		
そ の 他		
合 計		

## 2 支出

区 分	金額(円)	摘 要
合 計		

※必要に応じ金額の内訳がわかる書類を添付すること。

別記様式第4号(第4条関係)

地域ブランド確立計画書

事業の名称	
事業の目的	
事業の概要	
事業のスケジュール	
事業の効果	
その他	

※必要に応じ内訳がわかる書類を添付すること。

別記様式第5号(第5条関係)

年 月 日

様

高山市長

飛騨高山ブランド振興事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった飛騨高山ブランド振興事業補助金について、  
下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 交付予定額
- 3 交付条件等

円

別記様式第6号(第6条関係)

年 月 日

(あて先)高山市長

申請者 所在地  
又は住所  
氏名 印

飛騨高山ブランド振興事業変更承認申請書

年 月 日付けで交付決定のありました飛騨高山ブランド振興事業について内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

別記様式第7号(第7条関係)

年 月 日

様

高山市長

飛騨高山ブランド振興事業変更決定書

年 月 日付けで申請のありました飛騨高山ブランド振興事業変更承認申請書について、次のとおり決定したので飛騨高山ブランド振興事業補助金交付要綱第7条の規定により通知いたします。

記

- 1 決定事項 交付(内容の変更)・中止
- 2 変更の内容

別記様式第8号(第8条関係)

年 月 日

(あて先)高山市長

申請者 所在地  
又は住所  
氏名 印

飛騨高山ブランド振興事業実績報告書

年 月 日付けで交付決定のありました飛騨高山ブランド振興事業を完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 事業の名称

2 交付予定額 円

3 添付書類

- (1) 収支決算書(別記様式第9号)
- (2) 成果等報告書
- (3) 補助対象経費の支払いを確認できるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類



別記様式第9号(第8条関係)

収 支 決 算 書

1 収入

区 分	金額(円)	摘 要
自 己 資 金		
借 入 金		
市 補 助 金		
そ の 他		
合 計		

2 支出

区 分	金額(円)	摘 要
合 計		

※必要に応じ金額の内訳がわかる書類を添付すること。

別記様式第10号(第9条関係)

年 月 日

様

高山市長

飛驒高山ブランド振興事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった飛驒高山ブランド振興事業補助金について、  
下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

1 事業の名称

2 交付確定額

円

別記様式第1号（第4条関係）

（平22.9.30・平24.6.29・一部改正）

別記様式第2号（第4条関係）

別記様式第3号（第4条関係）

別記様式第4号（第4条関係）

別記様式第5号（第5条関係）

別記様式第6号（第6条関係）

（平22.9.30・一部改正）

別記様式第7号（第7条関係）

別記様式第8号（第8条関係）

（平22.9.30・一部改正）

別記様式第9号（第8条関係）

別記様式第10号（第9条関係）